

令和 8 年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物の サーベイランス・モニタリング年次計画（案）について

1. 基本的な考え方

農林水産省は、食品の安全性に関するリスク管理の標準的な作業手順を記述した「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を作成し、国際的に合意された枠組みにのっとり、リスク管理を実施している。

リスク管理には、リスク管理措置を講ずる必要性とその具体的内容を検討したり、既に講じているリスク管理措置の有効性を検証したりするために、食品中の危害要因の含有実態等の科学的なデータを得ることが不可欠である。そこで、サーベイランス及びモニタリングを優先的に実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを明示した、有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画（以下「中期計画」という。）をそれぞれ策定し、中期計画に基づいて毎年度の調査計画を策定する。

2. 調査対象選定の考え方

- (1) 調査対象は、中期計画に定めた危害要因と食品群または飼料の組合せの優先度のほか、これまで実施したサーベイランス及びモニタリングの結果やリスク管理の進捗状況、分析法の確立の状況、国際的・社会的な情勢、実態調査の効率性、継続性等を考慮して選定する。
- (2) 前年度以前に継続実施が決定している調査、または前年度以前に計画していたが諸事情により先送りした調査のうち必要なものについては、優先して実施する。
- (3) 「サーベイランス」、「モニタリング」に該当する調査の他に、必要に応じて「事業者と連携した汚染防止、低減対策の検証のための調査」、新たにサーベイランスを行うための「分析法開発」や「標準試薬の作成」、輸出重点品目や新たな食料源として国際規格の必要性が検討されている品目を対象とした「輸出重点品目等の国際規格化・衛生管理の推進」なども行う。
- (4) 調査対象の選定に当たっては、食品の安全性に関するリスク管理検討会における消費者、生産者、食品事業者等の関係者からの意見、情報及び関係府省からの意見、情報を考慮する。
- (5) 食品安全に関する想定外のリスクが令和 8 年度内に顕在化した場合や国際的、社会的な情勢の変化が生じた場合には、年次計画に掲載しているかを問わず、問題となる危害要因の食品や飼料中の濃度等について、実態調査を実施する。

3. 調査の実施方法

- (1) 化学物質については、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施するものとし、微生物についてもこれを参考にする。
- (2) 調査試料の検査、分析を行う試験室は、ISO/IEC 17025 の認定を取得していることを基本に、適切な精度管理の下で妥当性が確認された検査、分析法を用いることを条件とする。
- (3) 調査分析は、一般競争入札等により選定した民間分析機関に委託、または、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）に依頼する。